

## 第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和4年4月20日(水)
2. 時 間 午前10時15分～午前11時30分
3. 場 所 大会議室
4. 出席者 市長・副市長・企画部長・総務部長・市民生活部長・  
環境経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・  
健康推進部長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・  
教育部長
5. 事務局 秘書課 石原課長  
未来共創推進室 山本室長  
人事課 須田参事兼課長  
危機管理課 藤田参事兼課長、喜多副主幹  
中村健康推進部次長  
鹿山健康福祉センター所長  
地域保健課 晝間課長、今井副参事、吉川主幹  
健康管理課 須田課長、吉田主幹

### 6. 議事概要

#### (1) 国内及び県内の発生状況について（資料1参照）

- ・4月18日現在の感染状況

国内 7,386,815人 県内 485,716人 市内 8,359人

#### (2) 市が管理する施設の利用及び市主催イベントの対応について

- ・まん延防止等重点措置の解除から1ヵ月経過するため、経過措置を終了し4月21日（木）から県の対応に準じる。
- ・市有施設の利用時間は通常どおりとする。
- ・市有施設の利用人数に制限は設けない。ただし、各施設の実態に即し利用人数の制限を行うことはできる。
- ・市有施設内における飲食（ケイタリング、調理実習室等を含む）は可とする。ただし、「黙食」を基本とし、十分な換気、人と人の距離など感染防止対策の徹底をお願いする。
- ・市有施設内での飲酒は不可とする。
- ・市有施設内にある飲食店での5人以上の飲酒を伴う飲食については、ワクチン接種歴または検査結果を確認する。
- ・市有施設内のシャワー利用の制限は解除する。

- ・市主催のイベントについては、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。ただし、開催にあたっては埼玉県の基準に準ずること。

(3) 職員が新型コロナウイルスに感染した場合の行動マニュアルについて

- ・行動マニュアルについて見直しを行う。主な変更点は次のとおり。
  - ① 職員の同居家族、指定管理業者、委託業者等は対象外とする。
  - ② PCR検査の受検についての報告は要しない。
  - ③ PCR検査の結果報告について、陰性の場合は口頭報告とする。
  - ④ 濃厚接触者の報告先を庁議メンバーとする。

(4) 新型コロナウイルスワクチン接種について（接種率はR4.4.1人口対比）

【18歳以上の3回目接種について】

- ・4月19日現在
  - 1回目接種 110,042人 87.37%
  - 2回目接種 109,660人 87.06%
  - 3回目接種 70,246人 55.77%

【12歳から17歳の3回目接種について】

- ・4月14日（木）に2回目接種から6ヵ月以上経過している方に対し一斉に接種券を送付した。
- ・今後は毎週火曜日に2回目接種から6ヵ月以上経過する方に送付する。

【小児接種（5歳から11歳）について】

- ・4月19日現在
  - 1回目接種 530人 6.68%
  - 2回目接種 484人 6.10%

【GW前の広報について】

- ・大型連休を前に感染対策の徹底と早めのワクチン接種の働きかけについて、県から依頼があり市長による防災行政無線での呼びかけを行う。
- ・市公式ホームページに県製作のワクチン解説動画へのリンク、広報いるま号外なども活用して広報を行う。

(5) その他

※各部長からの報告等

- ・老人福祉センターについて、4月21日以降の利用方法を指定管理者と協議し、一部制限は設けるが、これまで利用不可としていた設備について原則、解除する。
- ・老人憩いの家でのカラオケについては換気を十分に行うなどの感染防止策を実施す

ることを条件に再開する。

- 4月19日時点で入間第一ホテルの宿泊療養者は32人、県内の宿泊療養施設全体では660人である。
- 自宅療養者の配食サービスについて、濃厚接触者が食料品を買い出しに行くことは不要不急の外出に当たらないとの県の見解もあり、配食サービスの対象者を陽性者のみに変更する。
- 4月19日現在、配食サービス実施件数は2,316件、7,833セットと配布している。また、パルスオキシメーターの貸出しは1,863件である。
- 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に提案いただいた事業については現在精査中である。精査が終わり次第あらためて報告する。